2024 年度

「日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)」 募集要項

2024年1月



独立行政法人国際協力機構(JICA)

目次

	研修の沿革および目的】	1
	研修員】	1
1.	対象国および受入計画数	1
2.	研修概要	1
3.	資格要件	2
4.	所要経費	2
5.	応募書類	3
6.	応募書類の提出締切と提出方法	5
7.	受入決定	5
8.	研修員の資格取り消し	6
9.	JICA横浜の施設利用制限	6
10.	. その他	6
	引率者】	7
1.	引率者の招へい	7
2.	2024年度引率者選出国	7
3.	資格要件	8
4.	所要経費	8
5.	応募書類	9
6.	応募書類の提出締切	10
	注意事項(研修員・引率者・ご家族の方)】	11
別	紙1 研修員 応募書類様式	
別	紙2 引率者 応募書類様式	
別:	紙3 研修員・引率者共通 応募書類様式	

2024 年度

「日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)」 募集要項

【研修の沿革および目的】

本研修は、中南米地域等への移住者の定着・安定のために移住者子孫教育として 1987 (昭和 62) 年度に「日本語学校生徒研修」として開始し、2012 (平成 24) 年度からは、名称を「日系社会次世代育成研修」、2015 (平成 27) 年度からは「日系社会次世代育成研修 (中学生招へいプログラム)」として実施しています。本研修では、海外の日本語学校に在籍する成績優秀かつ品行方正で将来の日系社会の発展に貢献するのに十分な素質のある日本語学校生徒が、日本人の海外移住の歴史に関する学習、中学校体験入学、ホームステイ、その他の各種研修を通じて、自分たちのルーツに対する理解と日本に対する理解を深め、さらに自らの日系人としてのアイデンティティの強化を図ることを目的としています。さらには、本研修が日系社会での日系継承語教育の振興を促し、日系社会の次代を担う人材の育成に寄与することを上位の目標としています。

【研修員】

1. 対象国および受入計画数

対象国:10ヵ国

受入計画数:49名(+引率者8名)

	受入	対象国	人数
	第 1 陣 5 ヵ国 13 名 · (+引率者 4)	カナダ	4名
		メキシコ	3名
第1陣		ドミニカ共和国	4名
		コロンビア	1名
		ベネズエラ	1名
	5 ヵ国 36 名 (+引率者 4)	ブラジル	20 名
		ペルー	4名
第2陣		ボリビア	3名
		パラグアイ	3名
		アルゼンチン	6 名

2. 研修概要

プログラム 内容		研修場所
移住学習	海外移住資料館等の見学	JICA 横浜
	移住に関する講義、ワークショップ	史跡、博物館等

	各研修員のルーツを探る	
	授業出席	
体験入学	部活動	神奈川県内の中学校(予定)
	日本の中学生との交流等	
ホームステイ	日本での実生活体験	各ご家庭(県は未定)
研修旅行	日本の文化・社会・科学技術等の理解	未定
	プレゼンテーション指導	
その他	作文指導	JICA 横浜及び周辺の会議室
	研修報告会	

【重要】実際の研修内容が上記から変更となる可能性があります。

(2) 研修期間 (予定): 24 日間

第1陣:2024年6月17日(月)から7月10日(水)を予定

第2陣:2025年1月14日(火)から2月6日(木)を予定

3. 資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫(※)であること。

※日本人移住者の血統を引く者を指します。

※本事業対象国に定住していること(主たる生活基盤があること)。

- (2) 研修参加時点での年齢が日本の中学生相当(12歳以上、15歳以下)であること。
- (3) 現地の日系団体が運営する日本語学校に在籍し、成績優秀、品行方正かつ将来の日 系社会の発展に貢献するのに十分な素質があると認められること。
- (4) 自分のルーツや日本に対する理解を深める強い意志があること。
- (5) 心身ともに健康であり、本邦での集団生活に耐えられること。
- (6) 来日から帰国まで JICA 指定の全日程に参加できること。
- (7) 親権者の同意が得られること。

※共同親権が法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること。

4. 所要経費

規程に基づき次の経費を JICA が負担します。(ただし、渡航便は原則、JICA の指定する便での渡航とします。)

- (1) 指定する経路の往復航空運賃 (ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は 行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担しま す。)
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費

- (3) 乗継のための第三国での宿泊に係る経費
 - ※自国内移動の際に生じる宿泊に係る経費は自己負担です。
 - ※6時間未満の滞在は対象外です。
- (4) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中生活費(食費)は、規定に応じて 来日後に日本円で支給します。
 - ※日をまたがない6時間以上の第三国滞在は対象外です。

〈支給額〉

- 1) 本邦滞在中 生活費 2,200 円/日 ※朝食及び夕食費として (ただし、現物支給されない日のみ現金支給とする。)
- 2) 第三国滞在中 生活費 4,000円/日 ※朝食費、昼食費及び夕食費として
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険料

原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。

※本邦到着後、保険証(メディカルカード)を配付します。 研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。 但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

〈留意事項〉

各国の国内線利用区間は保険対象外です。必要な場合は各自で加入してください。

- (6) 所外研修、中学校体験入学、ホームステイ、研修旅行のために係る横浜での滞在先と訪問先の間の往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- 5. 応募書類

応募書類は以下のとおりです。

- ・作成の際は、2024年研修初日時点の情報を記入してください。
- ·JICA 様式を使用してください。
- (1) JICA 様式
- 1) 日本語学校責任者推薦書

(様式第1号)

2) 身上書

(様式第2号)

- ・パソコン入力可。
- •氏名(日本語):

この書類に書かれた氏名表記(漢字・ひらがな・カタカナ)にしたがって、査証手 続き書類を作成しますので、自筆の場合は**読みやすい字で、渡航時に使用する旅券** に記載の表記どおりに記入してください。漢字・ひらがな・カタカナのどの文字を 用いるかについても、注意してください。

・氏名 (アルファベット):

この書類に書かれた氏名表記(アルファベット)にしたがって、航空券の予約の確認等を行います。自筆の場合は**読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに**記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無にも注意して記入してください。旅券と航空券の氏名表記が異なると、搭乗できなくなります。

- ※旅券をこれから申請する方は、必ず旅券申請する氏名表記で記載してください。 旅券と査証、航空券の氏名表記が異なると、渡航できなくなりますので注意してください。
- 国籍:渡航に使用する旅券に記載されている国籍を記入してください。
 - ※国によって短期滞在査証が免除となる場合があります。詳細については JICA 事務所からの指示に従ってください。
- 3) 親権者の誓約・同意書

(様式第3号)

・サインは必ず親権者に書いてもらってください。

4) 病歴申告書

(様式第4号)

- ・パソコン入力可(署名は自筆)
- ・2024 年度より応募時は医師による健康診断書の提出は不要です。JICA 様式による 自己申告です。仮合格者は、病歴申告書の記載内容によっては、医師の診断書の提 出が必要になる場合があります。
- ・提出前に未回答項目や記入漏れがないか、確認してください。
- ・既往症、服薬中の薬、アレルギー等の持病も、必ず申告してください。
- ・現在治療を受けている疾患があれば、応募時に研修参加に支障がない旨の主治医の 診断書も提出してください。
- ・既往症や服用中の薬、アレルギーがない場合も、記載内容によって主治医の診断書 を提出していただく場合があります。
- ・研修期間中に既往症や持病が悪化した場合、国内医療機関受診時に発生する医療費は海外旅行保険適用外のため全額自己負担となります。
 - ※本邦到着後、保険証(メディカルカード)を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。

但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

※記入事項に虚偽があると判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

(2) 写真 2 枚 (データ可)

- ・最近6ヶ月以内に撮影したもの。(縦4.5cm×横3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に氏名・国名を記入)
- ※1 枚は身上書に貼付け、もう 1 枚はデータで他の応募書類とともに提出してください。

(3) 作文(日本語)

・400 字詰原稿用紙 3 枚以内(1000 字程度)。課題は JICA 在外事務所が指定します。 ※応募者本人が自筆した作文を提出してください。

(4) 旅券の写し

- 5. (1) 2) 身上書に記載した、渡航時に使用する旅券の写しを提出してください。
 - ①既に旅券を所有している場合

 査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。
 - ②旅券を所有していない場合

JICA からの合否の通知を待つことなく直ちに旅券の取得手続きを開始してください。また、5. (1) 2) 身上書に記載した氏名表記を至急ご連絡ください。

※合否に関わらず、旅券取得経費については自己負担です。

- (注)提供された個人情報は、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまと め等に利用します。
- 6. 応募書類の提出締切と提出方法
 - (1) 応募書類の提出締切

在外事務所の選考スケジュールに従い提出してください。

(2) 提出方法 各在外事務所の指定の方法で提出してください。

7. 受入決定

応募書類を基に JICA 横浜にて最終選考を行い、仮合格通知を発出します。その後、外 務省の短期滞在査証発給審査を経て正式に受入回答を行います。

8. 研修員の資格取り消し

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがありますので、 以下については、特に注意してください。

- 1) JICA の規則、指示及び決定に従わなかったとき
- 2) 研修先の規則に違反した場合
- 3) 日本国の法令に違反した場合
- 4) 本人の故意、重大な過失又は怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- 5) 本人の都合により研修を中断したとき
- 6) 心身の障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- 7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- 8) その他 JICA が止むを得ないと認める事由があるとき

9. JICA 横浜の施設利用制限

2024 年度は JICA 横浜の施設改修工事が行われているため、施設利用が制限されています。本研修プログラムは周辺施設にて実施されることがあります。

10. その他

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、研修プログラムの変更、または来日 中止となる可能性があります。

【引率者】

1. 引率者の招へい

渡航中・研修中の研修員の生活指導・健康管理その他必要な指導のため、下記の とおり引率者を招へいします。

- ●引率者(日本語学校教員)
- ●引率者(健康・安全管理員)
- (1) 引率者の主な役割
 - 1) 引率者(日本語学校教員)
 - ・往路・復路における研修員の引率
 - ・研修員の健康等、生活面に係る指導及び対応
 - ・研修プログラムへの同行及び実施補助
 - 引率者最終報告会の実施
 - ・その他、研修において必要な業務
 - 2) 引率者(健康·安全管理員)
 - ・往路・復路における研修員の引率
 - ・研修員宿泊フロアの夜間巡回による安全管理・指導
 - ・けがや急病などの一次受付、及び二次対応者への連絡
 - ・研修員の心身の健康管理
 - ・休日の研修員外出時の親族への引き渡し
 - ・朝の引継ぎ、夜のミーティング出席
 - 朝、研修員の確認
 - ・その他、研修員の健康・安全管理において必要な業務
 - ※研修員の年齢に応じた対応が必要になります。
 - ※ローテーションを組んで夜間に上記役割を遂行していただくことを想定していますので、日中は体を休める時間を取っていただきます。
 - ※来日後、引率者へのブリーフィングを実施します。
- 2. 2024 年度引率者選出国
 - 1) 第1陣
 - ・引率者(日本語学校教員) 1名・・・メキシコ(予定)
 - ・引率者(健康・安全管理員)3名・・・メキシコ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、 コロンビア
 - 2) 第2陣
 - ・引率者(日本語学校教員) 1名・・・ブラジル

・引率者(健康・安全管理員)3名・・・ペルー、ボリビア、パラグアイ、 アルゼンチン

3. 資格要件

- (1) 引率者(日本語学校教員)
- 1) 満20歳以上で、日本語学校での勤務歴2年以上であること。
- 2) 日本語学校での教師歴が2年以上あること。
- 3) 研修員と同年代の子弟を対象としたクラスを担当した経験があること。
- 4) 日本語能力は、1世の先生でない場合は日本語能力試験 N2 程度以上であること。
- 5) 健康で責任をもって業務を遂行できること。
- (2) 引率者(健康·安全管理員)
- 1) 20 歳以上の日系社会の関係者(日本語学校教員、日本人協会会員、JICA 帰国 研修員等)であること。
- 2) 日常的に日系社会で研修員と同世代の子弟と接している方が望ましい。(参加研修員の保護者は対象外)
- 3) 日本語能力は日常会話程度以上。研修員とスペイン語/ポルトガル語で意思疎通ができること。
- 4) 健康で責任をもって業務を遂行できること。

4. 所要経費

規程に基づき次の経費を JICA が負担します

- (1) 指定する経路の往復航空運賃(ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は 行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担。)
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費
- (3) 乗継のための第三国での宿泊に係る経費
 - ※自国内移動の際に生じる宿泊に係る経費は自己負担です。
 - ※6時間未満の滞在は対象外です。
- (4) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中の生活費等は、規定に応じて来日時に 日本円で支給します。
 - ※日をまたがない6時間以上の第三国滞在は対象外です。

〈支給額〉

- 1) 支度料 10,000円
- 2) 本邦滞在中 生活費: 4,298円/日(食事の現物支給がない日。)

【内訳】食費 1,100 円×3 食+雑費 998 円

※現物支給がある日は、その回数に応じて差し引いて支給されます。

- 3) 第三国滞在中 生活費: 4,000円/日(朝食費、昼食費及び夕食費として) ※航空会社が手配したホテルに宿泊する場合、食事が提供されることが あります。その際は生活費が支給されないことがあります。
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険料(往路・研修期間・帰路に係る期間。)
 - ※原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着 時点までが保険対象期間です。但し、各国の国内移動区間は対象外です。

本邦到着後、保険証(メディカルカード)を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。 但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

- (6) 所外研修や研修旅行等に係る横浜での滞在先と訪問先の間の往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- 5. 応募書類

応募書類は以下のとおりです。

- ・作成の際は、2024年研修初日時点の情報を記入してください。
- ・様式は、本実施要領とともに配布された様式を使用してください。 ※改訂されているため、過去の様式は使用しないでください。
- (1) JICA 様式
 - 1) 身上書(引率者用)

(様式第5号)

- ・パソコン入力可。
- •氏名(日本語):

この書類に記載の氏名表記(漢字・ひらがな・カタカナ)にしたがって、 短期滞在査証の申請書類を作成しますので、自筆の場合は**読みやすい字で、渡 航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入**してください。漢字・ひらが な・カタカナのどの文字を用いるかについても、注意してください。

・氏名(アルファベット):

この書類に記載の氏名表記(アルファベット)にしたがって、、航空券の予約 の確認等を行います。自筆の場合は**読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に** 記載の表記どおりに記入してください。

※旅券をこれから申請する方は、**必ず旅券申請書に記入する氏名表記で記載**してください。旅券と航空券の氏名表記が異なると、渡航できなくなりますので注意してください。

国籍:渡航に使用する旅券に記載されている国籍を記入してください。

※国によって短期滞在査証が免除となる場合があります。 詳細については JICA 事務所からの指示に従ってください。

2) 小論文(日本語または英語)

(様式第6号)

・パソコン入力可

※様式に記載されているテーマについて執筆してください。

- 3) 写真 2 枚 (データ可)
 - ・最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。(縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身、正面、脱帽) ※1 枚は身上書に貼付けてください。もう 1 枚はデータで他の応募書類と ともに締切日までに提出してください。
- 4) 誓約書(引率者用)

(様式第7号)

5) 病歷申告書

(様式第4号)

- ・パソコン入力可(署名は自筆)
- (2) 旅券の写し
 - 5. (1) 1) 身上書に記載した、渡航時に使用する旅券の写しを提出してください。
 - ①既に引率者が旅券を所有している場合 査証や出入国記録が残されている全てのページの写しを取り付けてください。
 - ②引率者が旅券を所有していない場合

JICA 横浜からの受け入れ回答を待つことなく直ちに旅券の取得手続きを始めてください。また、5. (1) 1) 身上書に記載した氏名表記を至急ご連絡ください。

※旅券取得経費については自己負担となります。

- 6. 応募書類の提出締切
 - (1) 応募書類の提出締切 提出締切日は、貴国の選考スケジュールに従ってください。
 - (2) 提出方法 各在外事務所の指示に従ってください。

【注意事項 (研修員・引率者・ご家族の方)】

- 1. 研修参加にあたって
 - (1) 新型コロナウイルス感染等の影響により、研修プログラムの変更または来日が中止となる可能性があります。
 - (2) フライトスケジュールは JICA 在外事務所が決定の上、合格者に連絡します。
 - (3) 滞在延長や帰路変更は、研修員/引率者の自己負担であっても認められません。 研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。
 - (4) 原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
 - (5) 家族の同伴は認められません。

2. 仮合格通知受領後の提出物

(1) 肖像権および個人情報使用承諾書

本研修期間中、JICAが契約するカメラマン又は委託先が、広報(各種報告書含む)用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、署名してください。研修員用と親権者用があります。

- (2) 医師の診断書
- ·応募時に提出された病歴申告書の記載内容によっては、医師の診断書の提出が必要に なる場合があります。
- ・応募時点で治療を受けている疾患があれば、応募時に病歴申告書に加え、研修参加に 支障がない旨の主治医の診断書を提出してください。

3. 渡航準備

(1) 旅券

旅券を所持していない研修員と引率者は、早急に申請手続きを開始してください。 仮合格の連絡を受けてから旅券取得手続きを開始すると、査証取得が間に合わないお それがあります。

※日本旅券を申請する場合には、戸籍謄本の取得等に時間を要します。

- (2) 査証
 - 日本以外の旅券で渡航する場合
 - ※査証は、日本の外務省で審査が行われた後、居住国の日本領事館に申請し、発給されます。国によっては短期滞在査証が免除される場合がありますので、JICA 事務所の指示に従ってください。
 - ※身上書には、渡航時に使用する旅券に記載の国籍を記載してください。
- (3) その他必要書類

- ・日本旅券で渡航する研修員・引率者については、居住国における身分証明書等、在住 国に居住していることを示す書類等を、念のため持参してください。(原本の持参が 難しい場合には写しを持参してください。)
- ・居住国や経由する国によって査証以外の書類(未成年者の渡航に対する親権者の承諾 書等)が要求されることがあります。

帰国時、未成年の日本人が片道航空券で居住国に渡航するようにも見えるため、帰路の空港でのチェックイン時に航空会社から当該研修員・引率者が貴国に居住している(永住権・定住権等がある)ことを示す書類の提示を求められるケースがあります。

4. 滞在中及び帰国時

- (1) 2024 年度は JICA 横浜で施設の改修工事が行われています。
 - ・宿泊棟が利用できない場合、周辺の宿泊施設に宿泊します。
 - ・セミナールームが利用できない場合、研修プログラムは周辺施設で実施します。
- (2) 中学校体験入学の際、受入校の高校受験準備のため3年生(15歳相当)のクラスでは研修員を受け入れられないことが多く、15歳の研修員であっても中学1~2年(13~14歳相当)のクラスに入ることが多いですが、ご了承ください。

以上

別紙1 研修員 応募書類様式

- ·日本語学校責任者推薦書(様式第1号)
- ·身上書(様式第2号)
- 親権者の誓約・同意書(様式第3号)

別紙2 引率者 応募書類様式

- ·身上書(様式第5号)
- ・小論文(様式第6号)
- 誓約書(様式第7号)

別紙3 研修員・引率者共通 応募書類様式

•病歴申告書(様式4号)